

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申し込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧いただくとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。

✓ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

保有契約
約60万件を
突破
※2022年3月末時点

「あつらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

INS TECH

ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

【受付時間】9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年12月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2022年5月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ
0120-855-519

受付時間:平日 9:00~17:00
12月31日~1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウエストタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

ネオ がん ちりょう

<無解約返戻金型終身がん保険>

がん保険

2022年12月版

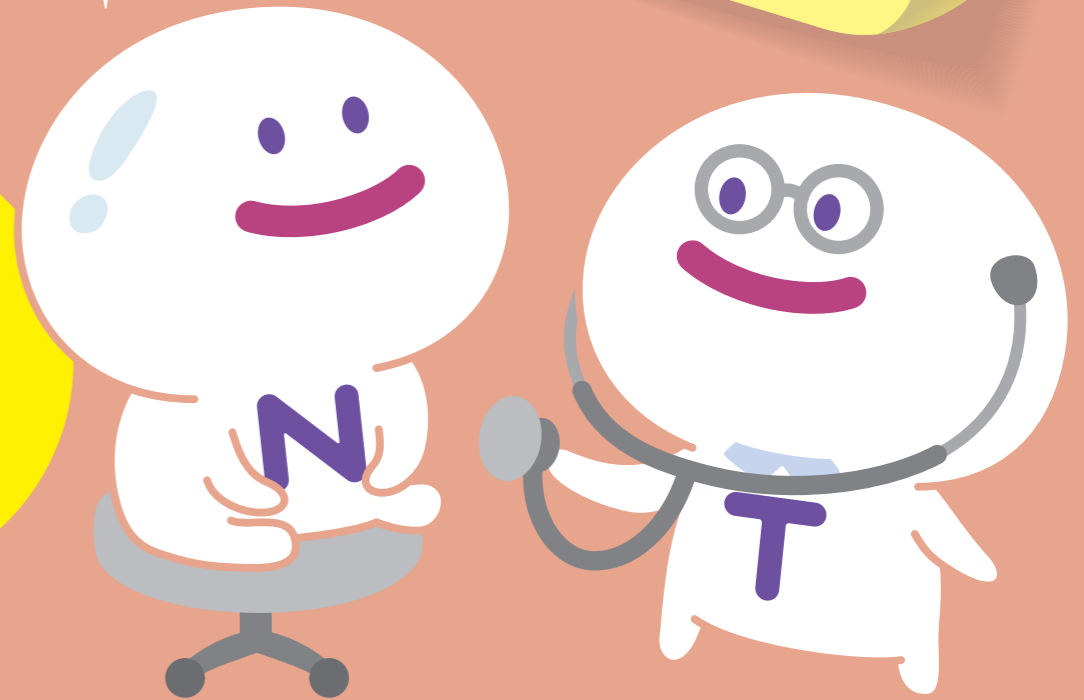
契約年齢:0歳~85歳

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)兼
商品パンフレット

#あつたら
いいな
こんな保険。

がんに対する
向き合い方は、
人それぞれ。
あなたの想いに応える
がん保険です。

たばこを
吸わない方は
保険料が
安くなる!



- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みには、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

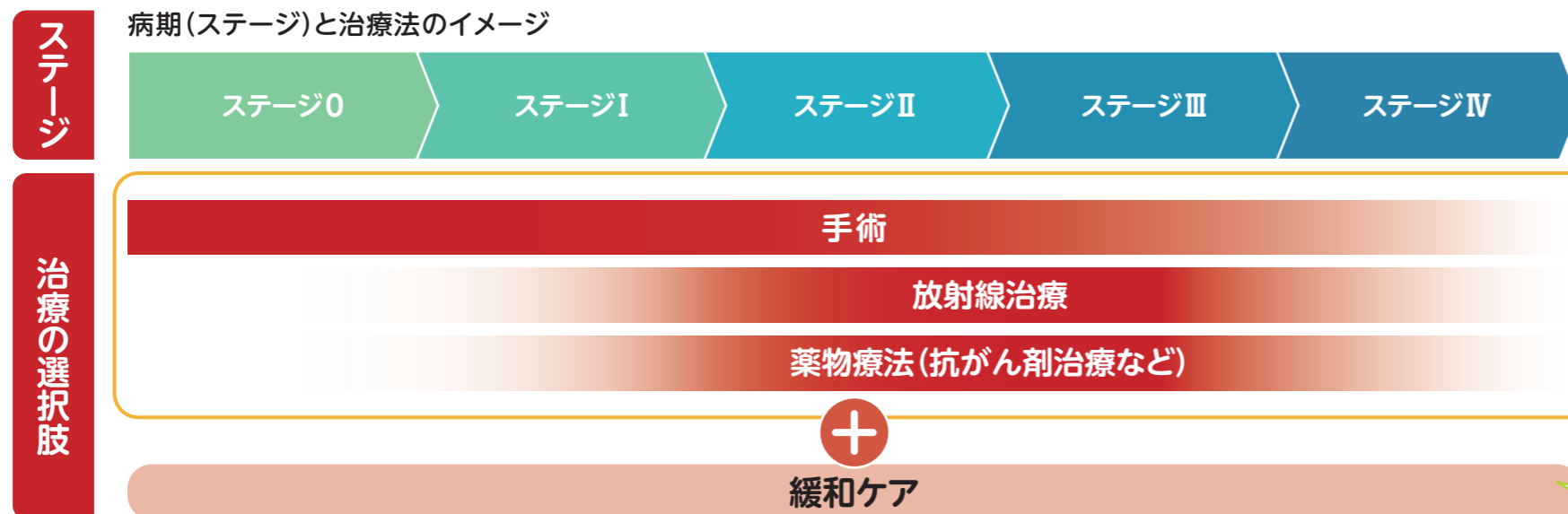
MIZUHO

みずほ銀行

「あつらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

がんの治療は、医療技術とともに日々進歩 しています。

がんの治療法はさまざまです。がんの進行度に応じた治療が行われます。

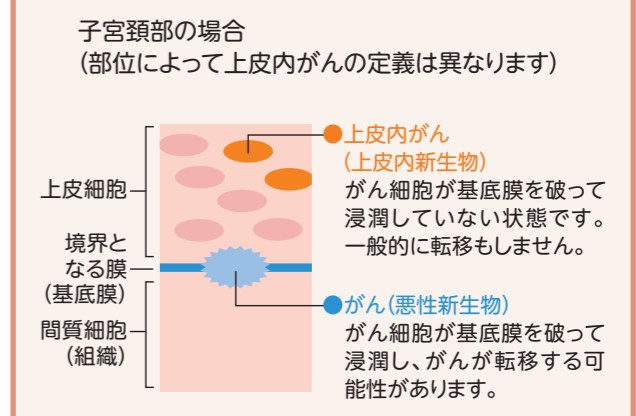


がんの種類や進行度(ステージ)、年齢など、さまざまなことを考慮して、担当の医師と十分に相談しながら、最適な治療方針を決めていくんだね!



「がんと診断されたとき」から心と身体のケアを行うことが推奨されています。(詳細はP.9へ)

● 「がん(悪性新生物)」と「上皮内がん(上皮内新生物)」の違い

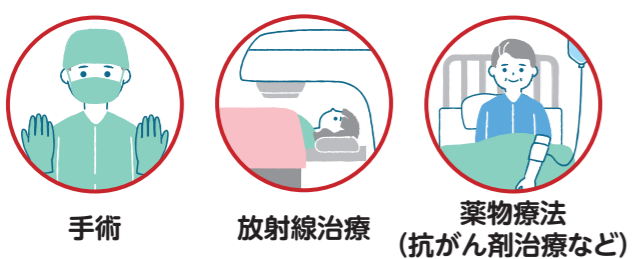


がんの治療の心配ごと

治療の選択肢が広がった今だからこそ、備え方も考え

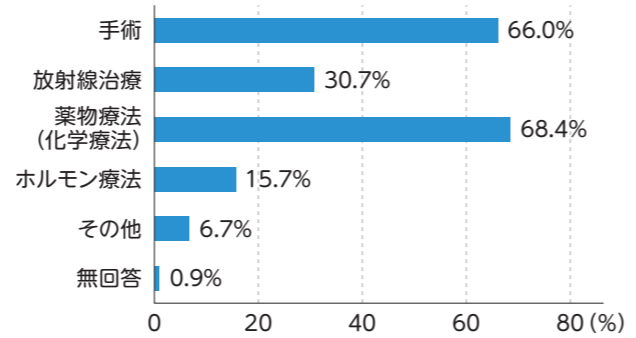
ておくことが大切です。

現在、一般的にがんの治療方法は大きく分けて3つあります



これらを総称して「がんの3大治療」と呼んでいるよ。

■ がん罹患した人が受けた治療(複数回答)



出典: 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査報告書」(平成31年3月)をもとにネオファースト生命にて作成

がんの治療は組み合わせることで治療効果を高めています

■ 仕事をしながらがんで通院している人

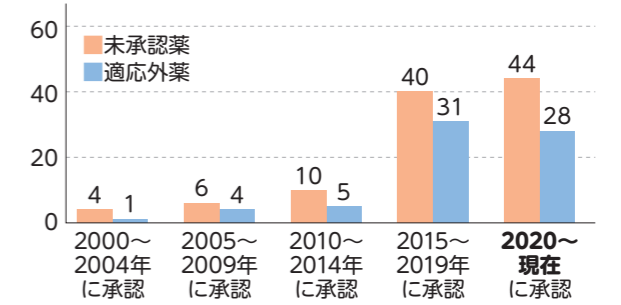


約1.3倍増加*

* 男性・女性の合計数にて比較
出典: 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂版)

がんの治療をしながら仕事を続ける人が増えています

■ 米国が欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



※2021年10月31日時点での情報に基づいています(のべ数)。
出典: 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」をもとにネオファースト生命にて作成

未承認薬と適応外薬を使用した治療は公的医療保険適用外となるため、**全額が自己負担**

多様化するがんの治療への備えを、自分に合った形に組み合わせられる。そんながん保険が登場しました!



ネオ【がん】ちりょう の3つの特長

主契約・特約・特則すべて
上皮内がんも
保障!

自費診療*も
主契約で保障!

特長 1

必要な保障を必要な分だけ!
自分に合った保障をお選びいただけます!

主契約は下記の①～③の中からお選びいただけます。
また、組み合わせることも可能です。 ※組み合わせには一定の制限があります。

* 公的医療保険適用外の治療のことです。先進医療や患者申出療養による療養も自費診療に含まれます。
詳しくはP.18をご確認ください。

■主契約についてお選びいただける保障(給付金)と主な保障の概要		□ 保障の対象	■ 保障の対象外
お選びいただける保障(給付金)		主な保障の概要	
治療を受けた月ごとの保障	① 「手術・放射線治療・抗がん剤治療をカバー」 がん治療給付金	手術	放射線治療 抗がん剤治療
治療を受けた月ごとの保障	② 「放射線治療・抗がん剤治療をカバー」 がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	手術	放射線治療 抗がん剤治療
まとまったお金(一時金)の保障	③ 「治療費以外の諸費用をカバー」 がん診断給付金	(初回)	初めてがんと診断確定
		(2回目以降)	がんでの入院 または通院

ネオ【がん】ちりょう のおすすめポイントは…

- がん治療給付金
- がん放射線治療・抗がん剤治療給付金

治療を受けた月ごとの保障

毎月のがん治療費をサポートし、
治療が長引いた場合でも安心して
治療に専念できます!

- がん診断給付金

まとまったお金(一時金)の保障

がん治療費以外のさまざまな費用にも
備えることができます!

多様化するがんの治療に対応できる保障をお選びいただけます!

各保障(主契約・特約・特則)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.11～P.16「保障の詳細」、および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

特長 2

治療の選択肢を増やせる幅広い保障!

お客様のニーズに合わせた特則の適用や特約の組み合わせによって、
がん緩和ケアや、女性特有のがんなどにも、幅広く備えることができます。

- がん緩和ケア保障特則
- がん治療
自費診療上乗せ給付特則
- がん放射線治療・抗がん剤治療
自費診療上乗せ給付特則
- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)
- がん通院特約(終身がん保険用)
- がん女性特定手術・乳房再建保障特約
(終身がん保険用)
- がん保険料払込免除特約
(終身がん保険用)

特長 3

たばこを吸っていない方は
保険料が安くなる!



過去1年以内にたばこ*1を吸っていない方は非喫煙者保険料率が適用され、
たばこを吸っている方にくらべて保険料が安くなります。

「喫煙状況」をお申込みの際に告知いただきます。*2

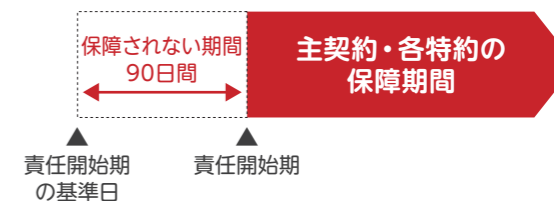
*1 たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。
*2 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求められることがあります。

【非喫煙者保険料率について】

- 被保険者の喫煙状況に関する告知について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、給付金などのお受け取りができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。
- 被保険者の年齢が20歳未満の場合、適用する保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。

【保障の開始について(主契約・特約共通)】

責任開始期(責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前になんと診断確定された場合は、ご契約は無効になります。この場合、給付金のお受け取りや保険料払込の免除はできません。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ネオ「がん」ちりょう は必要な保障を 自由にお選びいただけます!

自分に
ぴったりの
保障!

STEP1~3の順で、主契約の保障を選んでね!

STEP 1 主契約の保障を選択します。
 1つだけ選ぶ場合 ① ② ③
 2つを組み合わせる場合 ①+③ ②+③
 ※ ①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。

STEP 2 下記の特則について選択します。
 がん緩和ケア保障特則 適用する 適用しない
 ※ ③がん診断給付金のみを選択された場合はSTEP2、STEP3の選択は不要です。

STEP 3 下記の特則について適用有無・給付倍率を選択します。
 がん治療自費診療上乘せ給付特則 適用する(給付倍率1倍) 適用しない
 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乘せ給付特則 適用する(給付倍率2倍) 適用しない

このマーク付きの保障は、非喫煙者保険料率適用の場合、保険料が安くなります。※詳細はP.4をご確認ください。

	主な保障内容(詳細はP.11、P.12をご確認ください)	保険期間	詳細ページ
選べる主契約 <input checked="" type="checkbox"/> ① がん治療給付金 <input checked="" type="checkbox"/> ② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 <input checked="" type="checkbox"/> ③ がん診断給付金	手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき 手術・放射線治療・抗がん剤治療をカバーしたい	終身	P.11 >
	放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき 放射線治療・抗がん剤治療をカバーしたい	終身	P.11 >
	(初回)初めてがんと診断確定されたとき (2回目以降)がんで入院または通院をしたとき まとまったお金で治療費以外にかかる費用もカバーしたい	終身	P.11 >
選べる特約 <input checked="" type="checkbox"/> がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用) <input checked="" type="checkbox"/> がん通院特約(終身がん保険用) <input checked="" type="checkbox"/> がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) <input checked="" type="checkbox"/> がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)	がんで先進医療、患者申出療養による療養を受けたとき	10年更新*	P.13 >
	がんで通院をしたとき	終身	P.14 >
	女性特有のがんによる手術・乳房再建手術を受けたとき	終身	P.15 >
	初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは不要	終身	P.16 >

[⚠️ 特約の自動更新] 特約の更新については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 * 契約年齢が81歳から85歳の場合は終身となります。

[⚠️ お子さまの保険加入のご検討にあたって] お子さまが医療機関で診療を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「こども医療費助成制度」があります。たとえば、中学卒業まで医療費の自己負担分の全額が助成される場合もありますので、確認のうえ加入をご検討ください。なお、助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

保障の選び方
 プラン例
 がんの治療について
 保障の詳細
 Q & A
 保険料例
 契約概要
 注意喚起情報

ネオ「がんちりょう」のプラン例

各保障(主契約・特約・特則)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.11~P.16「保障の詳細」、および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。下記以外の保障の組み合わせ、給付金額をご希望される場合は募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

非喫煙者保険料率が適用可能な保障

月払保険料
終身払/
非喫煙者保険料率

主な支払事由の概要

選べる主契約

- がん治療給付金**
- がん緩和ケア保障特則**
- がん治療自費診療上乗せ給付特則**
- がん放射線治療・抗がん剤治療給付金**
- がん診断給付金**

	P.11-P.12 > 手術・放射線治療・抗がん剤治療
	P.11-P.12 > がんでの緩和ケア
	P.11-P.12 > 対象となる自費診療
	P.11-P.12 > 放射線治療・抗がん剤治療
	P.11-P.12 > (初回) 初めてがんと診断確定(2回目以降)がんでの入院または通院

選べる特約

- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)**
- がん通院特約(終身がん保険用)**
- がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)**

	P.13 > がんでの先進医療、患者申出療養による療養
	P.14 > がん治療の通院
	P.15 > 女性特有のがん手術・乳房再建手術

	シンプルプラン			しっかりプラン			女性プラン*1		
	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
男性	1,233円	1,849円	2,793円	1,259円	1,883円	2,842円	—	—	—
女性	1,447円	2,050円	2,732円	1,672円	2,412円	3,295円	1,630円	2,342円	3,168円
がん治療給付金	—			月ごとに 10万円			—		
がん治療自費診療上乗せ給付金	—			月ごとに 20万円 (上乗せ) (給付倍率2倍)			—		
がん診断給付金	100万円			50万円			月ごとに 10万円		
がん先進医療・患者申出療養特約	技術料と同額 (通算2,000万円まで)			技術料と同額 (通算2,000万円まで)			50万円		
がん通院特約	1日につき 1万円			1日につき 1万円			1日につき 1万円		
がん女性特定手術・乳房再建保障特約	—			—			基準給付金額 100万円 *1 (基準給付金額×所定の割合)		

給付金のお受け取りイメージ

乳がんの治療例*2 乳房切除術+乳房再建手術(一次再建) 罹患時:52歳

治療期間	治療内容	抗がん剤治療処方月数(治療のための通院日数)
6か月間	がん診断確定 抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用)抗がん剤(3週に1回の処方:全8回)	6か月 (通院日数:全8日)
14日間(入院日数)	手術*3 ・(公的医療保険適用)乳房切除術+乳房再建手術(一次再建)	—
12か月間	抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用外)抗がん剤(適応外薬):内服 ・(公的医療保険適用)検査*4(半年に1回)	12か月 (通院日数:12日(抗がん剤治療)+2日(半年に1回の検査):全14日)
5年間	抗がん剤治療*3 ・(公的医療保険適用)ホルモン療法:内服 ※初めの1年間は1か月に1度、2年目以降は3か月に1度の通院	28か月 (通院日数:12日(1年目)+16日(2年目以降):全28日)

【シンプルプランでのお受け取り例】

- ▶ がん診断給付金 100万円×7回 …… 700万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)給付金 1万円×50日 …… 50万円

<給付金総額> …… **750万円**

【しっかりプランでのお受け取り例】

- ▶ がん治療給付金 10万円×47回 …… 470万円
- ▶ がん治療自費診療上乗せ給付金 20万円×12回 …… 240万円
- ▶ がん診断給付金 50万円×7回 …… 350万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)通院給付金 1万円×50日 …… 50万円

<給付金総額> …… **1,110万円**

【女性プランでのお受け取り例】

- ▶ がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 10万円×46回 …… 460万円
- ▶ がん診断給付金 50万円×7回 …… 350万円
- ▶ がん通院特約(終身がん保険用)通院給付金 1万円×50日 …… 50万円
- ▶ がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)乳房再建給付金 …… 100万円
- ▶ がん女性特定手術給付金 …… 30万円

<給付金総額> …… **990万円**

*1 がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)は女性のみ付加することができます。
 *2 「BRCA1/2遺伝子変異、ホルモン受容体陽性」の事例。記載の治療例は、あくまでも一例です。がんの部位・性質・進行度などにより治療内容は異なります。また、各治療例は各保障の支払対象となる治療であるものとします。
 *3 治療については、直前の治療とは別の月に行った場合を想定しています。
 *4 治療のために必要な検査であるものとします。

※一連の治療はがんの治療を目的として実施。先進医療の受療はなし。乳房切除術・乳房再建手術(一次再建)は、片側の乳房について実施。一次再建とは、乳がん切除と同時に乳房再建までを行う方法です。

保障の選び方
 プラン例
 がんの治療について
 保障の詳細
 Q & A
 保険料例
 契約概要
 注意喚起情報



がんの治療について気になる情報

がんの治療には、どんな費用がかかるの？

胃がんで15日間入院した場合の事例 ●40歳 ●男性 ●給与所得者で月給27万円以上51.5万円未満

公的医療保険 適用	医療費:2,125,770円*1 ●高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額 166,016円 *2	入院費総額 221,976円
+	●差額ベッド代 44,000円 *3	
公的医療保険 適用外	●食事代 11,960円 *4	

*1 医療費の内訳は、事例にもとづき以下の合計金額として計算しています。
【初診料:2,880円、医学管理料:11,550円、投薬料:21,700円、注射料:104,030円、処置料:8,380円、手術料:1,046,720円、麻酔料:98,000円、検査料:39,110円、画像診断料:76,270円、病理診断料:35,700円、入院料:567,730円、リハビリテーション料:113,700円】

*2 入院期間15日間のうち、入院月に10日間・翌月に5日間、月をまたいで入院した事例です。

*3 入院期間15日間のうち、差額ベッド代11,000円(1日あたり)の個室に4日間入院した事例です。

*4 入院時食事代の自己負担額内訳はつぎの通りです。【460円×26食=11,960円(入院中は食事なしの時があった)】

入院中は治療費以外にもさまざまな費用がかかり、退院後には、通院による治療が続く場合もあります



入院時の雑費
(衣料品購入など)



付添者の
交通費や食事代



退院後の通院代や
投薬代など

出典:(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとにネオファースト生命にて作成

がんによる苦痛をやわらげる「がん緩和ケア」とは

がん患者さんは、がん自体の症状のほかに、痛み、倦怠感などのさまざまな身体的な症状や、落ち込み、悲しみなどの精神的な苦痛を経験します。
「緩和ケア」は、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛をやわらげるためのケアです。

緩和ケアは治療中の病院でも、緩和ケア病棟でも、ご自宅でも受けることができます

緩和ケアはいつから必要？

近年のがん治療では、

緩和ケアは「がんと診断されたとき」から、治療と一緒に行うことがすすめられています。

治療中の病院に入院して緩和ケアを受ける

緩和ケア病棟に入院して緩和ケアを受ける

自宅で生活しながら通院・在宅医療にて緩和ケアを受ける

出典:緩和ケア.netホームページをもとにネオファースト生命にて作成

がんの治療にかかる医療費負担のイメージ

区分	公的医療保険適用の 治療		公的医療保険適用外の 治療(自費診療)	
	7割 公的医療保険が 負担	3割 自己 負担		
【保険診療】 医療費の一部が保障されます。自己負担割合(1割~3割)は年齢や所得などによって異なります。	保険診療	7割 公的医療保険が 負担	3割 自己 負担	—
【混合診療(先進医療・患者申出療養)】 一般の保険診療と共通する部分については保険適用となりますが、「先進医療、患者申出療養にかかる技術料」は全額自己負担となります。	混合診療 (保険診療と 保険外診療 の併用)	7割 公的医療保険が 負担	3割 自己 負担	先進医療などの技術料は 全額自己負担
【自由診療】 公的医療保険が適用されず、医療費は全額自己負担となります。	自由診療	—	—	全額自己負担

※自己負担割合3割は、小学校入学後から69歳以下の場合
※1か月の医療費(保険診療分)が自己負担限度額を超えたときは、高額療養費制度を活用することで負担を抑えることができます。

出典:厚生労働省「我が国の医療保険について」「保険診療と保険外診療の併用について」「保険外併用療養費制度について」をもとにネオファースト生命にて作成

新しく開発される治療薬とその費用

現在、公的医療保険が適用されない適応外薬・未承認薬の数は増えています。これらを使用する場合、医療費は全額自己負担となります。

気になる？ キーワード

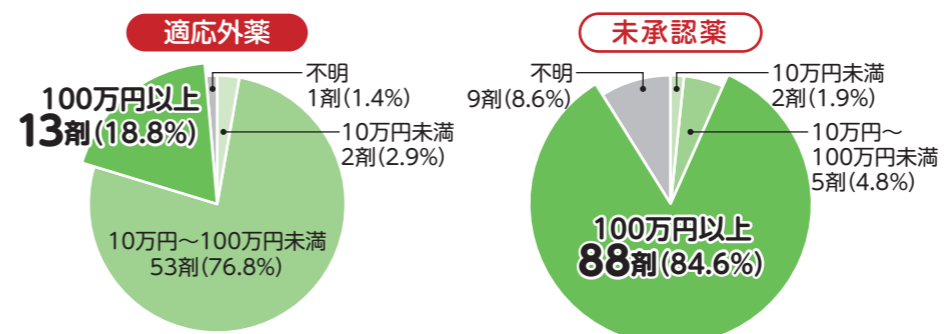
適応外薬

未承認薬

日本において使用が認められているものの、適応症(使用できるがん種)が限られている医薬品のことです。例えば、胃がんの治療薬として承認されている薬剤を、肺がんの治療に使用する場合等が該当します。

米国や欧州といった海外では有効性が証明され、使用が承認されているにもかかわらず、日本国内では薬機法上、使用が認められていない医薬品のことです。

■適応外薬・未承認薬の1か月あたりの薬剤費



適応外薬・未承認薬の中には、薬剤費が高額になるものもあります

※2021年10月31日時点での情報に基づいています。
出典:国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」をもとにネオファースト生命にて作成

保障の詳細 (主契約)

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



私にぴったりなカスタマイズができるのね

上皮内がんも
同額保障!

主契約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として、**公的医療保険適用の治療や、公的医療保険適用外の治療(自費診療*1)**を受けたときや、**がんと診断されたとき**に、お受け取りの対象となる給付金に応じて、給付金をお受け取りいただけます。
- 主契約の給付金①～③については、**組み合わせが可能です***2。
- ①・②についてがん緩和ケア保障特則を適用した場合は、それぞれの給付金の受取事由に加えて、所定の**緩和ケア**を受けた
- ①・②について、所定の上乗せ給付特則*3を適用した場合、**公的医療保険適用外の治療(自費診療*1)**を受けた月には、各給

けたときや、**がんと診断されたとき**に、お受け取りの対象となる給付金に応じて、給付金をお受け取りいただけます。月にも、給付金をお受け取りいただけます。
付金に上乗せして所定の給付金*4をお受け取りいただけます*5。

選べる主契約	支払事由	支払額	支払限度
<input checked="" type="checkbox"/> ① がん治療給付金 <input type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則 <input type="checkbox"/> がん治療自費診療上乗せ給付特則	つぎのいずれかに該当したとき 【手術】・【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)]・【先進医療、患者申出療養による療養】	がん治療給付金額(a) 給付金額取扱範囲 5万円～30万円 (1万円単位)	月に1回 通算回数無制限 自費診療による治療も通算回数無制限で保障!
	がんの痛みを和らげる治療のために、 入院・通院 したとき、または 在宅医療 を受けたとき	がん治療給付金額(a)×給付倍率 給付倍率 2倍 を選択時には、合計で 3倍 ((a)+(a)×2)*6がお受け取りいただけます!	月に1回 通算回数24回
	対象となる 公的医療保険適用外の治療(自費診療*1) を受けたとき		
<input checked="" type="checkbox"/> ② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 <input type="checkbox"/> がん緩和ケア保障特則 <input type="checkbox"/> がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則	つぎのいずれかに該当したとき 【放射線治療】・【抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)]・【先進医療、患者申出療養による療養(放射線治療・抗がん剤治療に限る)]	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額(b) 給付金額取扱範囲 5万円～30万円 (1万円単位)	月に1回 通算回数無制限 自費診療による治療も通算回数無制限で保障!
	がんの痛みを和らげる治療のために、 入院・通院 したとき、または 在宅医療 を受けたとき	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額(b)×給付倍率 給付倍率 2倍 を選択時には、合計で 3倍 ((b)+(b)×2)*7がお受け取りいただけます!	月に1回 通算回数24回
	対象となる 公的医療保険適用外の治療(自費診療*1) を受けたとき		
<input checked="" type="checkbox"/> ③ がん診断給付金	(初回) 初めて がん と医師により 診断確定 されたとき (2回目以降:直前の支払事由該当日から1年以上経過) がんの治療を目的として入院または通院* をしたとき ※つぎのいずれかの治療のための通院となります。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。 手術/放射線治療/抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)/先進医療/患者申出療養	がん診断給付金額 給付金額取扱範囲 10万円～200万円 (10万円単位)	1年に1回 通算回数無制限

*1 自費診療については、P.18をご確認ください。 *2 ご契約時に①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5/パターンの組み合わせからお選びいただけます。 *3 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則」を乗せ給付金、③を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金」をお受け取りいただけます。 *4 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則」について、給付倍率を1倍または2倍からお選びいただけます。 *5 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。 *6 「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。

①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。 *4 ①を選択した場合は「がん治療自費診療上乗せ給付特則」について、②を選択した場合は「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。 *7 「がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金」について、契約時に給付倍率2倍をお選びいただいた場合です。

対象となる抗がん剤治療には**ホルモン剤(再発予防目的も含む)・経口薬(飲み薬)も含まれます!**

さらに **お客さまのニーズに合わせて、さまざまな特約を組み合わせることができます**

P.13～P.16をご確認ください

保障の詳細(特約)



治療の選択肢が増やせたらいいな

がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用)

● **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として先進医療、患者申出療養*1による療養を受けたとき、先進医療、患者申出療養にかかる技術料と同額をお受け取りいただけます。**

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間
がん先進医療給付金	がんの治療を目的として先進医療による療養を受けたとき	技術料と同額	通算2,000万円	10年
がん患者申出療養給付金	がんの治療を目的として患者申出療養による療養を受けたとき			

*1 先進医療、患者申出療養については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

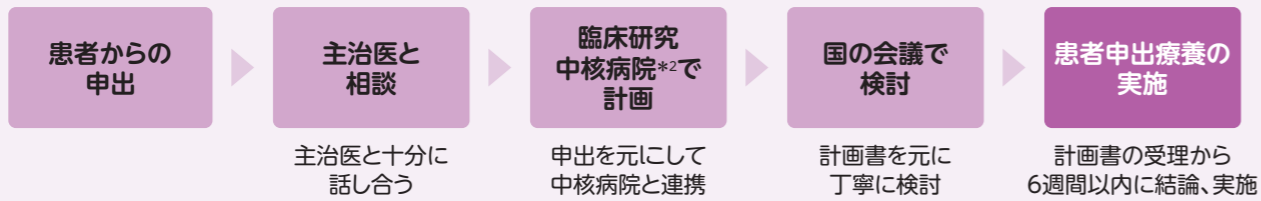
*2 がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)は契約年齢0歳から80歳の場合、保険期間は10年更新となります。契約年齢81歳から85歳の場合、保険期間は終身となります。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

■ 先進医療と患者申出療養の違い

	対象となる技術	実施医療機関
先進医療	有効性と安全性を確保するための基準を定め、厚生労働大臣が認めた技術	先進医療技術毎に定められた施設基準に適合する医療機関にて受けることができる
患者申出療養	患者から申出のあった医療技術について、有効性・安全性等を国の会議で確認したうえで、実施可能と決定された技術	安全性・有効性などを確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けることができる

出典:厚生労働省「先進医療の概要について」「患者申出療養制度」をもとにネオファースト生命にて作成

■ 患者申出療養実施までの主な流れ



*2 日本発の画期的な医薬品や医療技術などを開発するために、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院
出典:厚生労働省「患者申出療養制度」

特定先進医療キャッシュレスサービス

※がん患者申出療養給付金は対象外です。

特定の先進医療による治療の一時的な費用負担を軽減できます。

【サービスの対象】 がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用)

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、がん先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2022年5月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

【ご注意】「がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)」のご加入(責任開始期の属する日)から2年を経過していることが条件となります。

※ただし、2年を経過してなくてもサービスをご利用いただけるケースもあります。サービスの詳細についてはネオファースト生命コンタクトセンターにお問い合わせください。



●この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[「ご契約のしおり・約款」]をご確認ください。
●給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[「ご契約のしおり・約款」]に記載しております。必ずご確認ください。



通院で治療をすることも多いし、家計の負担も減らせるかな

がん通院特約 (終身がん保険用)

● **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として通院をしたとき、給付金をお受け取りいただけます。**

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
がん通院給付金	がんの治療を目的として通院をしたとき	がん通院給付金日額×通院日数 給付金日額 2,000円~20,000円 取扱範囲 1,000円単位	通算日数無制限

Point

診断確定されたがんの治療を目的とする通院について、**入院有無にかかわらず通算日数無制限で保障します。**

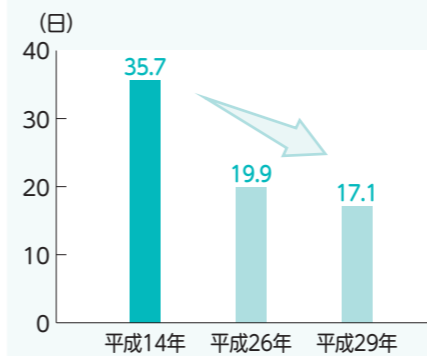
がんの通院治療が長引いた場合も保障が続いて安心だね!



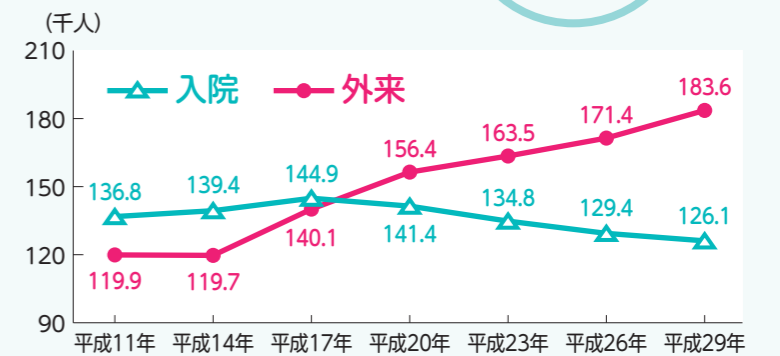
最近の傾向は?

入院日数は減る一方で、**通院しながらがん治療を続ける人が増えています**

■ 悪性新生物の退院患者における平均在院日数

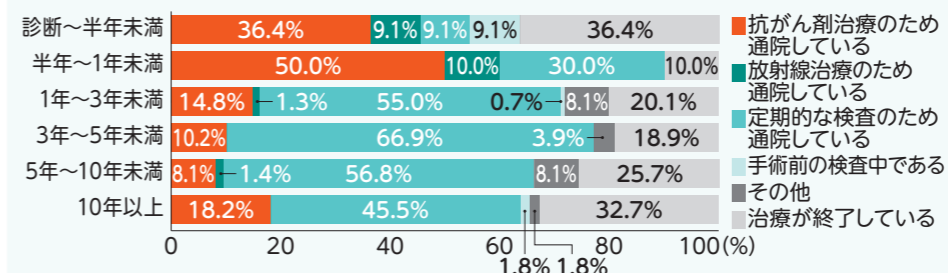


■ 悪性新生物の入院患者・外来患者数



出典:厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂版)

■ がんと診断されてからの期間と治療の状況



がん治療のための通院は**10年以上の長期にわたることも**

出典:ティーベック株式会社「がんの意識調査」(2017) ●対象:がん経験者(20歳~80歳)500人 ※がんの種類は指定なし

保障の詳細(特約)



乳がんや女性のがんに対して、しっかり備えておきたいな

がん女性特定手術・乳房再建保障特約 (終身がん保険用)

- **がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として乳房にかかわる手術、子宮・卵巣・卵管にかかわる手術、乳房再建手術**を受けたとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額		支払限度		
がん女性特定手術給付金	がんの治療を目的として、乳房・子宮・卵巣・卵管について所定の手術を受けたとき	基準給付金額×所定の割合	<table border="1"> <tr> <td>基準給付金額 取扱範囲</td> <td>10万円～ 200万円 (10万円単位)</td> </tr> </table>	基準給付金額 取扱範囲	10万円～ 200万円 (10万円単位)	通算回数 無制限
基準給付金額 取扱範囲	10万円～ 200万円 (10万円単位)					
乳房再建給付金	がん女性特定手術給付金(乳房切除術)の支払対象となった乳房について、乳房再建手術*1を受けたとき	基準給付金額	一乳房につき1回			

*1 公的医療保険適用外の乳房再建手術を含みます。

■支払対象となる手術と割合

手術の種類・部位	対象となる手術	支払額	支払例 (基準給付金額 100万円の場合)
乳房再建手術	がん女性特定手術給付金(乳房切除術)の支払対象となった乳房に対する 乳房再建手術 自費診療も保障!	各乳房につき 基準給付金額×100%	各乳房につき 100万円
乳房	がんの治療のための 乳房切除術 自費診療も保障!	各乳房につき 基準給付金額×30%	各乳房につき 30万円
	がんの治療のための公的医療保険適用となる乳房にかかわる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円
子宮	がんの治療のための 子宮(体部全体)摘出術 自費診療も保障!	基準給付金額×30%	30万円
	がんの治療のための 入院中に受けた 公的医療保険適用となる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円
卵巣・卵管	がんの治療のための 卵巣(片側全体または両側全体)摘出術 自費診療も保障!	基準給付金額×30%	30万円
	がんの治療のための 入院中に受けた 公的医療保険適用となる手術(上記以外)	基準給付金額×10%	10万円

・この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 ・給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



がんにかかってからの経済的負担が少しでも減ったらうれしいわ

がん保険料払込免除特約 (終身がん保険用)

- 保険料の払込期間中に初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定されたとき、**以後の保険料の払い込みは不要**になり、**保障はそのまま継続**します。

保障はそのままに、がんの治療に専念できるね!



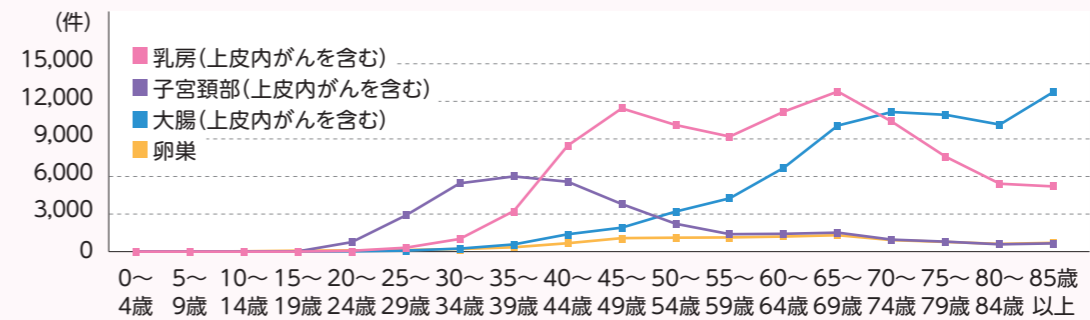
最近の傾向は?

Point

働き盛り・子育て世代に発症のピークを迎える女性特有のがんも手厚く保障します!

子宮頸がんは
30代でピーク
乳がんは
30代から急増

■主ながんの年齢別罹患数(新たにかんと診断された数)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))をもとにネオファースト生命にて作成

■乳房再建手術の費用例

自家組織による乳房再建	公的医療保険適用 ※手術費用のみ		自費診療
	インプラントによる乳房再建		脂肪注入法
ご自身のお腹や背中の組織を使用する方法	ティッシュ・エキスパンダー(組織拡張器)の挿入	インプラント(シリコン製人工乳房)の挿入	太ももやおなかから吸引した脂肪組織を注入して生着させる方法
約5万円～9万円*2			約60万円～90万円

*2 高額療養費制度適用後(69歳以下・年収約370万円～770万円の方の場合)の金額です。
 出典:厚生労働省「医科診療報酬点数表」(令和4年4月改定)をもとにネオファースト生命にて作成

Q&A



給付金の請求方法を教えてください

A

被保険者が **入院をした** **手術をした** **通院をした**
 上記のような場合の給付金等のご請求手続きは、以下の流れとなっています。



ネオファースト生命へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 領収書や手術同意書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合もあります。
- お受取人より、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

**ネオファースト生命
コンタクトセンター**
 [受付時間]
 月～土 9:00～17:00
 日・祝日・年末年始を除く

▼お客さま専用フリーダイヤル
0120-226-201
 ▼70歳以上のお客さまを対象とした
 専用フリーダイヤル
0120-515-201



※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。Webサイト <https://neofirst.co.jp>



請求のご案内

- ご請求にあたっての詳しいご案内と、請求書類をお届けします。



書類のご準備とご提出

- 書類をご準備いただき、ご提出ください。
 お客さまにご記入いただく「給付金等請求書」と医療機関に証明いただく診断書が主な書類となります(請求時期や請求内容によって必要書類が異なります)。
- 一定の要件を満たす場合、**診断書の提出に代えて、簡易なご報告等で給付金をご請求いただくことができます。** 詳細はネオファースト生命コンタクトセンターへお問い合わせください。



ご提出書類の確認とお支払い

- ご請求に必要な書類の到着から原則5営業日以内でお支払いします(ご提出いただいた書類に不備がある場合などはこの限りではありません)。また、ご提出いただいた書類を拝見した結果、医療機関などへ照会(事実の確認)をさせていただく場合があります(給付金等のお支払いまでに日数を要する場合があります)。



お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送いたしますので、内容をご確認ください。



自費診療とは何ですか？

A

「公的医療保険が適用されない治療」のことをいいます。
 先進医療や患者申出療養による療養も、自費診療に含まれます。

<参考>ネオがんちりょう(がん治療給付金)のお支払い対象となる治療
 ※その他の給付金については、P.11～P.16「保障の詳細」をご確認ください。

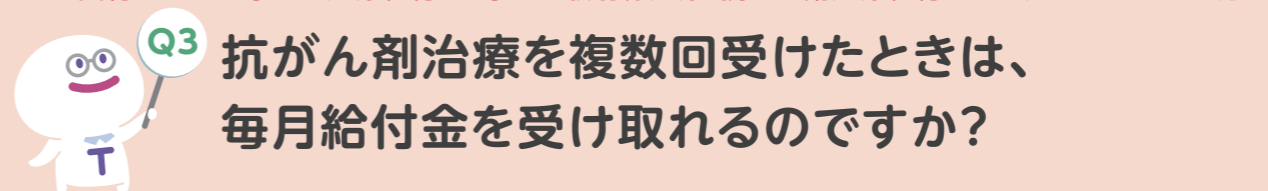
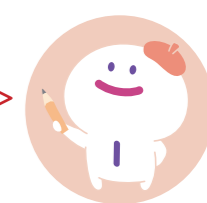
公的医療保険適用の治療			公的医療保険適用外の治療(自費診療)				
手術	放射線治療	抗がん剤治療	混合診療			自由診療	
			先進医療・患者申出療養			自由診療	
			手術など*1	放射線治療	抗がん剤治療	手術*2	放射線治療*2
					適応外薬	未承認薬*2	

*1 手術・放射線治療・抗がん剤治療のいずれにも該当しない先進医療や患者申出療養による療養もお支払い対象となります。
 *2 がん診療連携拠点病院等にて治療を受けたときに限ります。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

「がん診療連携拠点病院等」とは、厚生労働大臣により、
 下記のいずれかに指定されている医療機関のことをいうんだよ!

がん診療連携拠点病院等 | **小児がん拠点病院**
全国453病院 | **全国17病院**(小児がん中央機関を含む)

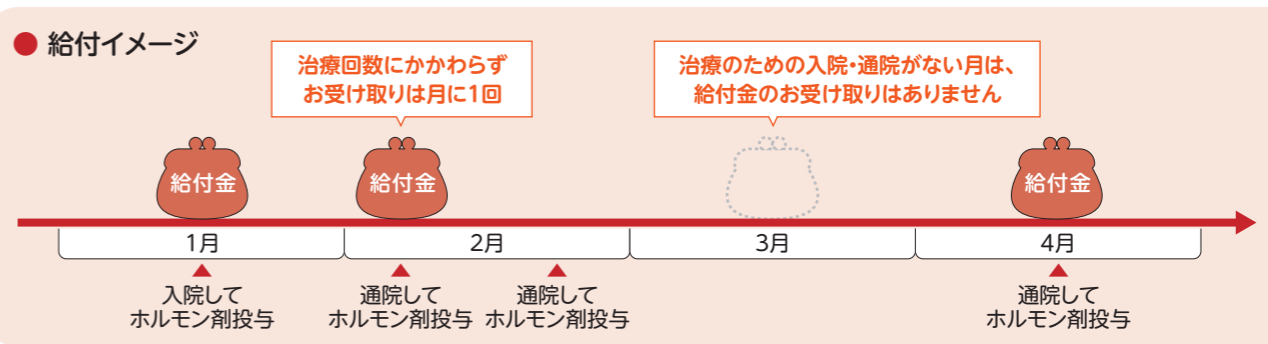
※がん診療連携拠点病院等は2022年4月1日時点、小児がん拠点病院は2020年4月1日時点
 出典：厚生労働省「がん対策情報 がん診療連携拠点病院等」



抗がん剤治療を複数回受けたときは、毎月給付金を受け取れるのですか？

A

「抗がん剤治療のための入院・通院があった月」の、
 給付金をお受け取りいただけます。



月払保険料例

- 契約日が2022年9月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険料率は被保険者の契約日における満年齢により計算します。)
- 記載以外の給付金額・給付倍率・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

男性 非喫煙者保険料率 保険料払込期間〈終身〉 (単位:円)																		
がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)なし																		
主契約*						主契約*												
①がん治療給付金 10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金			①がん治療給付金 10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金			
特別適用なし	緩和ケア特則*1		特別適用なし	緩和ケア特則*1		がん診断給付金	特別適用なし	緩和ケア特則*1		特別適用なし	緩和ケア特則*1		がん診断給付金	特別適用なし	緩和ケア特則*1		がん診断給付金	
	あり	なし		あり	なし			あり	なし		あり	なし			あり	なし		
自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		自費診療上乗せ特則*2		
なし		給付倍率2倍		なし		給付倍率2倍		なし		給付倍率2倍		なし		給付倍率2倍		100万円		
特約						特約												
がん先進*4		がん通院*5		がん通院給付金日額		10,000円		がん先進*4		がん通院*5		がん通院給付金日額		10,000円				
209	222	251	171	187	213	487	12	140	0	256	273	308	210	230	261	601	13	170
216	230	259	177	193	220	505	12	150	1	264	282	317	216	236	269	620	12	180
223	238	268	183	200	228	523	12	150	2	273	291	327	223	244	277	641	12	190
231	246	278	189	207	236	543	12	160	3	282	301	338	231	252	287	665	12	190
240	255	288	196	214	244	564	12	170	4	293	312	351	239	262	298	691	12	200
249	265	298	203	222	253	586	12	170	5	304	324	364	248	271	309	718	12	210
258	275	309	211	230	262	609	12	180	6	316	336	379	258	282	321	747	12	220
268	285	321	219	239	272	633	12	190	7	328	350	393	268	293	333	778	12	230
278	296	334	227	248	283	658	12	190	8	341	363	409	279	305	346	810	12	230
289	307	346	236	258	293	685	12	200	9	355	378	426	290	317	360	843	12	240
300	319	360	245	267	305	712	12	210	10	370	393	443	302	330	375	878	13	250
312	332	374	255	278	317	741	12	220	11	385	410	461	314	343	390	915	13	260
324	345	389	265	289	329	771	12	220	12	401	426	480	327	357	406	954	13	280
337	359	404	275	300	342	803	12	230	13	417	444	500	340	372	423	994	13	290
351	373	420	286	312	356	835	12	240	14	435	463	521	355	387	441	1,036	13	300
365	388	437	297	325	370	870	12	250	15	453	482	543	369	403	459	1,080	14	310
379	403	455	309	337	385	905	12	260	16	472	502	565	385	420	478	1,126	14	320
395	420	473	322	351	400	943	12	270	17	491	523	588	400	437	498	1,173	14	340
411	436	492	335	365	416	981	13	280	18	512	544	613	417	455	518	1,223	14	350
427	454	512	348	380	433	1,022	13	300	19	533	567	638	434	474	539	1,274	15	370
398	423	476	324	353	403	950	13	270	20	492	523	589	401	437	498	1,176	15	340
414	439	495	337	367	419	989	13	290	21	512	544	613	417	455	518	1,225	15	350
430	457	515	350	382	435	1,030	14	300	22	533	567	638	434	474	539	1,277	16	360
448	475	536	364	397	453	1,072	14	310	23	555	590	665	452	493	562	1,331	16	380
466	495	558	379	413	471	1,116	14	320	24	579	615	692	471	514	585	1,387	17	400
484	515	580	394	430	490	1,162	15	330	25	603	641	722	491	536	609	1,446	17	410
504	535	604	410	447	510	1,210	15	350	26	629	668	752	512	558	635	1,508	18	430
525	557	628	427	465	530	1,259	15	360	27	655	697	784	533	582	662	1,574	19	450
546	580	654	444	485	552	1,312	16	380	28	684	727	818	556	607	691	1,642	19	470
569	604	681	463	505	575	1,366	16	390	29	714	759	854	581	634	721	1,714	20	490
592	629	709	482	525	599	1,423	16	410	30	745	792	891	606	662	753	1,790	21	510
617	656	739	502	547	624	1,483	17	430	31	778	827	931	633	691	786	1,869	21	530
643	683	770	523	570	650	1,545	17	440	32	812	864	972	661	722	821	1,953	22	560
670	712	802	545	594	677	1,610	17	460	33	849	903	1,016	690	754	857	2,040	23	580
698	742	836	568	619	705	1,679	18	480	34	887	943	1,061	721	788	896	2,133	24	610
728	774	871	592	646	735	1,750	18	500	35	927	986	1,109	754	823	936	2,229	25	630
758	806	908	617	673	766	1,825	19	520	36	969	1,031	1,159	788	861	978	2,331	27	660
791	841	946	643	702	799	1,903	20	540	37	1,013	1,078	1,212	824	900	1,023	2,438	28	690
824	877	986	670	732	832	1,985	21	570	38	1,059	1,127	1,267	861	941	1,069	2,550	30	720
859	914	1,028	699	763	868	2,071	22	590	39	1,107	1,179	1,324	901	984	1,118	2,668	32	750
896	953	1,072	729	796	905	2,160	23	610	40	1,158	1,233	1,385	942	1,030	1,169	2,791	35	790
934	994	1,118	760	830	943	2,253	25	640	41	1,212	1,290	1,449	986	1,078	1,223	2,922	37	820
974	1,037	1,166	792	866	984	2,351	26	660	42	1,269	1,350	1,517	1,032	1,128	1,280	3,059	41	860
1,016	1,082	1,216	827	903	1,026	2,453	29	690	43	1,328	1,414	1,588	1,080	1,181	1,340	3,203	44	900
1,060	1,128	1,268	862	942	1,070	2,559	31	720	44	1,391	1,481	1,663	1,132	1,237	1,403	3,355	48	940
1,107	1,178	1,323	900	983	1,117	2,670	34	750	45	1,457	1,552	1,742	1,186	1,296	1,470	3,515	53	980
1,155	1,229	1,381	939	1,026	1,165	2,787	37	800	46	1,527	1,626	1,825	1,243	1,358	1,541	3,683	58	1,030
1,205	1,283	1,441	980	1,071	1,216	2,908	40	820	47	1,601	1,705	1,913	1,303	1,424	1,615	3,861	64	1,080
1,258	1,339	1,505	1,024	1,119	1,270	3,034	44	850	48	1,679	1,788	2,007	1,366	1,494	1,694	4,047	70	1,130
1,314	1,399	1,571	1,069	1,168	1,326	3,166	49	890	49	1,761	1,876	2,105	1,434	1,567	1,777	4,244	78	1,180
1,372	1,460	1,640	1,116	1,220	1,384	3,304	54	930	50	1,848	1,968	2,208	1,504	1,644	1,864	4,450	86	1,240
1,432	1,524	1,712	1,165	1,273	1,445	3,446	59	970	51	1,939	2,065	2,317	1,579	1,725	1,956	4,666	94	1,300
1,494	1,591	1,786	1,216	1,329	1,508	3,593	65	1,010	52	2,034	2,167	2,430	1,656	1,810	2,052	4,892	104	1,360
1,559	1,660	1,863	1,269	1,387	1,573	3,746	72	1,050	53	2,134	2,273	2,549	1,737	1,899	2,153	5,127	114	1,430
1,626	1,731	1,943	1,324	1,446	1,641	3,903	79	1,100	54	2,237	2,383	2,672	1,822	1,991	2,257	5,372	125	1,500
1,694	1,804	2,024	1,380	1,508	1,710	4,064	87	1,140	55	2,344	2,497	2,799	1,909	2,087	2,365	5,624	137	1,570
1,765	1,880	2,108	1,438	1,571	1,781	4,229	96	1,190	56	2,454	2,615	2,930	1,999	2,186	2,476	5,884	150	1,640
1,837	1,957	2,194	1,497	1,636	1,854	4,397	104	1,240	57	2,568	2,736	3,066	2,093	2,288	2,591	6,151	163	1,720
1,911	2,036	2,282	1,557	1,702	1,929	4,568	114	1,290	58	2,685	2,862	3,206	2,189	2,393	2,710	6,425	177	1,800
1,986	2,116	2,371	1,619	1,770	2,005	4,740	123	1,340	59	2,806	2,992	3,350	2,288	2,502	2,832	6,706	192	1,880
2,063	2,199	2,463	1,682	1,839	2,082	4,915	133	1,390	60	2,931	3,126	3,499	2,391	2,615	2,958	6,994	207	1,960
2,140	2,282	2,555	1,746	1,909	2,161	5,090	144	1,440	61	3,060	3,263	3,651	2,496	2,730	3,087	7,287	223	2,050
2,219	2,367	2,648	1,810	1,980	2,240	5,266	154	1,500	62	3,191	3,404	3,807	2,604	2,848	3,219	7,586	239	2,140
2,298	2,452	2,742	1,875	2,052	2,319	5,441	165	1,550	63	3,324	3,548	3,965	2,713	2,968	3,353	7,887	256	2,220
2,377	2,537	2,835	1,940	2,123	2,398	5,615	175	1,600	64	3,459	3,692	4,124	2,823	3,090	3,488	8,190	273	2,310
2,455	2,622	2,927	2,004	2,194	2,476	5,797	186	1,650	65	3,594	3,837	4,284	2,933	3,211	3,623	8,493	290	2,400
2,533	2,705	3,018	2,067	2,263	2,553	5,960	196	1,700	66	3,728	3,982	4,442	3,042	3,331	3,757	8,796		

月払保険料例

- 契約日が2022年9月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険料率に引き上げさせていただきます。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 記載以外の給付金額・給付倍率・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

女性		非喫煙者保険料率		保険料払込期間〈終身〉												(単位:円)									
がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)なし														がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)あり											
主契約*						特約						主契約*						特約							
①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金			がん先進医療*4	がん通院給付金*5	がん女性特定手術*6	①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金			がん先進医療*4	がん通院給付金*5	がん女性特定手術*6		
特別適用なし	緩和ケア特例*1		特別適用なし	緩和ケア特例*1		がん診断給付金	緩和ケア特例*1	あり				なし	緩和ケア特例*1	あり		なし	がん診断給付金	緩和ケア特例*1	あり					なし	
	あり	なし		あり	なし			あり						なし	あり				なし	あり					なし
なし	自費診療上乗せ特例*2		なし	自費診療上乗せ特例*2		なし	自費診療上乗せ特例*2					なし	自費診療上乗せ特例*2		なし	自費診療上乗せ特例*2		なし	自費診療上乗せ特例*2					なし	自費診療上乗せ特例*2
なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍		100万円	給付倍率2倍		10,000円	100万円		給付倍率2倍		100万円	給付倍率2倍		10,000円	100万円							
289	301	335	256	270	302	490	17	190	80	0	358	374	415	316	335	373	611	19	220	90					
300	312	348	266	280	313	508	17	200	80	1	369	386	428	327	346	386	630	19	230	90					
312	324	361	276	291	325	527	17	200	80	2	382	399	443	338	358	399	652	18	240	100					
324	337	375	287	303	338	546	17	210	90	3	397	414	460	351	372	414	676	18	250	100					
337	350	390	298	314	351	567	17	220	90	4	413	431	478	365	386	430	702	18	260	100					
350	364	405	310	327	365	589	17	230	100	5	429	448	497	380	402	448	729	18	270	110					
364	378	421	322	340	379	612	17	240	100	6	447	466	517	395	418	466	758	18	280	110					
378	394	437	335	353	395	635	17	250	100	7	465	486	539	411	436	485	789	18	290	120					
393	409	455	349	368	410	660	17	260	110	8	484	506	561	428	454	505	821	18	300	120					
409	426	473	363	382	427	686	18	270	110	9	504	527	584	446	473	526	855	18	320	130					
426	443	492	377	398	444	713	18	280	120	10	526	549	609	465	492	548	890	18	330	130					
443	461	512	393	414	462	741	18	290	120	11	548	572	635	485	513	571	927	18	340	140					
461	479	533	409	431	480	771	18	300	130	12	571	597	661	505	535	596	966	19	360	150					
479	499	554	425	448	500	801	18	310	130	13	596	622	690	527	558	621	1,007	19	370	150					
499	519	577	442	466	520	833	18	320	140	14	621	649	719	550	582	648	1,049	20	390	160					
519	540	600	460	485	541	866	19	340	140	15	648	677	750	573	607	675	1,093	20	410	170					
540	562	624	479	505	563	901	19	350	150	16	676	706	782	598	633	704	1,140	21	420	170					
562	585	650	499	526	586	936	20	360	150	17	705	736	816	624	661	735	1,187	22	440	180					
585	609	676	519	547	610	973	21	380	160	18	736	768	851	651	689	766	1,237	23	460	190					
609	634	703	540	570	635	1,011	22	390	170	19	767	801	887	679	719	799	1,289	25	480	200					
618	643	713	548	578	643	1,025	22	400	170	20	775	810	897	686	727	807	1,302	26	480	200					
643	669	742	570	601	669	1,064	23	410	180	21	809	845	935	716	758	842	1,356	28	500	210					
669	696	772	593	626	696	1,104	24	430	180	22	844	881	975	747	791	878	1,411	30	520	220					
696	724	803	617	651	724	1,145	25	440	190	23	880	919	1,017	779	825	916	1,468	32	540	220					
724	753	835	642	678	753	1,187	27	460	200	24	917	958	1,060	812	860	955	1,525	33	560	230					
753	784	868	669	705	784	1,230	28	470	200	25	956	998	1,104	846	896	994	1,584	35	580	240					
783	815	903	696	734	815	1,274	29	490	210	26	995	1,039	1,149	881	934	1,035	1,643	37	610	250					
815	848	939	724	763	848	1,318	30	510	220	27	1,035	1,082	1,195	917	972	1,077	1,702	39	630	260					
847	882	976	753	794	881	1,364	31	520	230	28	1,077	1,125	1,243	954	1,011	1,121	1,763	41	650	270					
881	917	1,014	783	826	916	1,410	32	540	230	29	1,120	1,170	1,292	993	1,052	1,165	1,824	42	670	280					
915	953	1,053	814	858	952	1,457	33	560	240	30	1,164	1,216	1,342	1,032	1,093	1,211	1,886	44	690	290					
951	990	1,094	846	892	989	1,504	34	570	250	31	1,209	1,263	1,394	1,072	1,136	1,257	1,949	46	710	300					
987	1,028	1,136	878	927	1,027	1,553	35	590	260	32	1,255	1,311	1,447	1,114	1,180	1,305	2,013	48	730	310					
1,024	1,067	1,178	912	962	1,066	1,602	36	610	260	33	1,302	1,360	1,500	1,156	1,225	1,354	2,078	50	750	320					
1,062	1,107	1,222	946	999	1,105	1,652	38	620	270	34	1,350	1,411	1,555	1,199	1,271	1,404	2,143	52	780	330					
1,101	1,147	1,266	981	1,036	1,145	1,704	39	640	280	35	1,398	1,462	1,611	1,242	1,317	1,455	2,210	54	800	330					
1,140	1,188	1,310	1,016	1,073	1,186	1,755	40	660	280	36	1,448	1,513	1,667	1,286	1,364	1,506	2,278	56	820	340					
1,179	1,229	1,355	1,051	1,110	1,227	1,808	41	670	290	37	1,497	1,565	1,724	1,331	1,411	1,557	2,346	59	840	350					
1,218	1,271	1,400	1,086	1,148	1,268	1,860	43	690	300	38	1,546	1,617	1,780	1,374	1,458	1,609	2,414	61	860	360					
1,257	1,312	1,445	1,121	1,185	1,309	1,913	44	710	300	39	1,594	1,668	1,836	1,418	1,505	1,660	2,482	63	880	360					
1,295	1,352	1,489	1,155	1,222	1,349	1,966	46	720	310	40	1,642	1,719	1,891	1,460	1,550	1,709	2,550	66	900	370					
1,332	1,391	1,532	1,188	1,258	1,388	2,019	47	740	310	41	1,688	1,767	1,944	1,501	1,595	1,758	2,617	68	920	370					
1,368	1,429	1,573	1,219	1,292	1,425	2,071	49	760	310	42	1,732	1,814	1,996	1,540	1,637	1,804	2,683	70	940	380					
1,401	1,465	1,612	1,249	1,324	1,460	2,122	50	770	310	43	1,773	1,858	2,044	1,576	1,677	1,848	2,747	72	960	380					
1,432	1,498	1,649	1,276	1,354	1,493	2,173	51	790	310	44	1,810	1,899	2,089	1,609	1,713	1,888	2,809	74	980	380					
1,461	1,530	1,684	1,301	1,382	1,524	2,223	53	800	310	45	1,845	1,937	2,130	1,639	1,746	1,924	2,870	75	1,000	380					
1,487	1,559	1,716	1,323	1,408	1,553	2,273	54	820	310	46	1,876	1,971	2,168	1,666	1,777	1,958	2,929	77	1,020	380					
1,512	1,586	1,746	1,344	1,431	1,579	2,322	55	830	310	47	1,904	2,002	2,203	1,689	1,804	1,988	2,987	79	1,030	380					
1,534	1,611	1,774	1,362	1,452	1,602	2,372	57	850	310	48	1,929	2,031	2,234	1,710	1,828	2,015	3,044	80	1,050	380					
1,554	1,634	1,799	1,378	1,472	1,624	2,422	58	860	310	49	1,952	2,057	2,264	1,728	1,850	2,039	3,102	82	1,070	370					
1,572	1,655	1,823	1,392	1,490	1,644	2,474	60	870	300	50	1,973	2,081	2,291	1,745	1,871	2,062	3,162	84	1,080	370					
1,590	1,676	1,847	1,406	1,507	1,663	2,526	61	890	300	51	1,994	2,106	2,318	1,761	1,891	2,084	3,223	86	1,100	370					
1,608	1,697	1,870	1,420	1,524	1,682	2,580	63	900	300	52	2,015	2,130	2,345	1,777	1,911	2,107	3,286	88	1,110	360					
1,626	1,719	1,893	1,434	1,542	1,701	2,636	65	920	300	53	2,037	2,156	2,373	1,793	1,932	2,129	3,353	91	1,130	360					
1,645	1,741	1,918	1,449	1,561	1,722	2,695	67	930	290	54	2,059	2,182	2,402	1,811	1,954	2,154	3,422	93	1,140	360					
1,666	1,765	1,944	1,465	1,580	1,743	2,756	69	940	290	55	2,083	2,211	2,433	1,830	1,977	2,179	3,493	96	1,160	360					
1,687	1,791	1,971	1,482	1,601	1,766	2,818	71	960	290	56	2,109	2,240	2,465	1,850	2,002	2,205	3,567	98	1,180	350					
1,710	1,817	2,000	1,500	1,624	1,789	2,882	74	970	290	57	2,136	2,272	2,498	1,871	2,028	2,233	3,643	101	1,190	350					
1,735	1,846	2,030	1,519	1,648	1,815	2,948	76	990	290	58	2,164	2,305	2,534	1,894	2,056	2,263	3,720	104	1,210	350					
1,761	1,876	2,062	1,540	1,673	1,841	3,015	79	1,000	280	59	2,194	2,339	2,570	1,918	2,085	2,294	3,799	107	1,220	350					
1,7																									



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー
Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター
0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



1 商品のしくみ

「ネオがんちりょう」の正式名称は「無解約返戻金型終身がん保険」です。

ポイント

- お支払いの対象となる給付金に応じて、がん(上皮内がんを含みます)により所定の治療を受けられたときやがんと診断確定されたときの保障を一生にわたって確保することができます。
- お支払いの対象となる給付金は、つぎの①から⑤までのいずれかを選択いただけます。また、各種特約の付加や特約の適用により、保障内容を充実させることができます。

主契約のお支払いの対象となる給付金		適用することができる特約
①	がん治療給付金	がん緩和ケア保障特約 がん治療自費診療上乗せ給付特約
②	がん治療給付金 がん診断給付金	がん緩和ケア保障特約 がん治療自費診療上乗せ給付特約
③	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	がん緩和ケア保障特約 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特約
④	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 がん診断給付金	がん緩和ケア保障特約 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特約
⑤	がん診断給付金	-

- 被保険者の喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たす場合、非喫煙者保険料率が適用され、基準を満たしていない場合(喫煙者保険料率)にくらべて、保険料が安くなります。

※責任開始期(責任開始期の基準日^{(*)1})からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されても、保障の対象になりません。

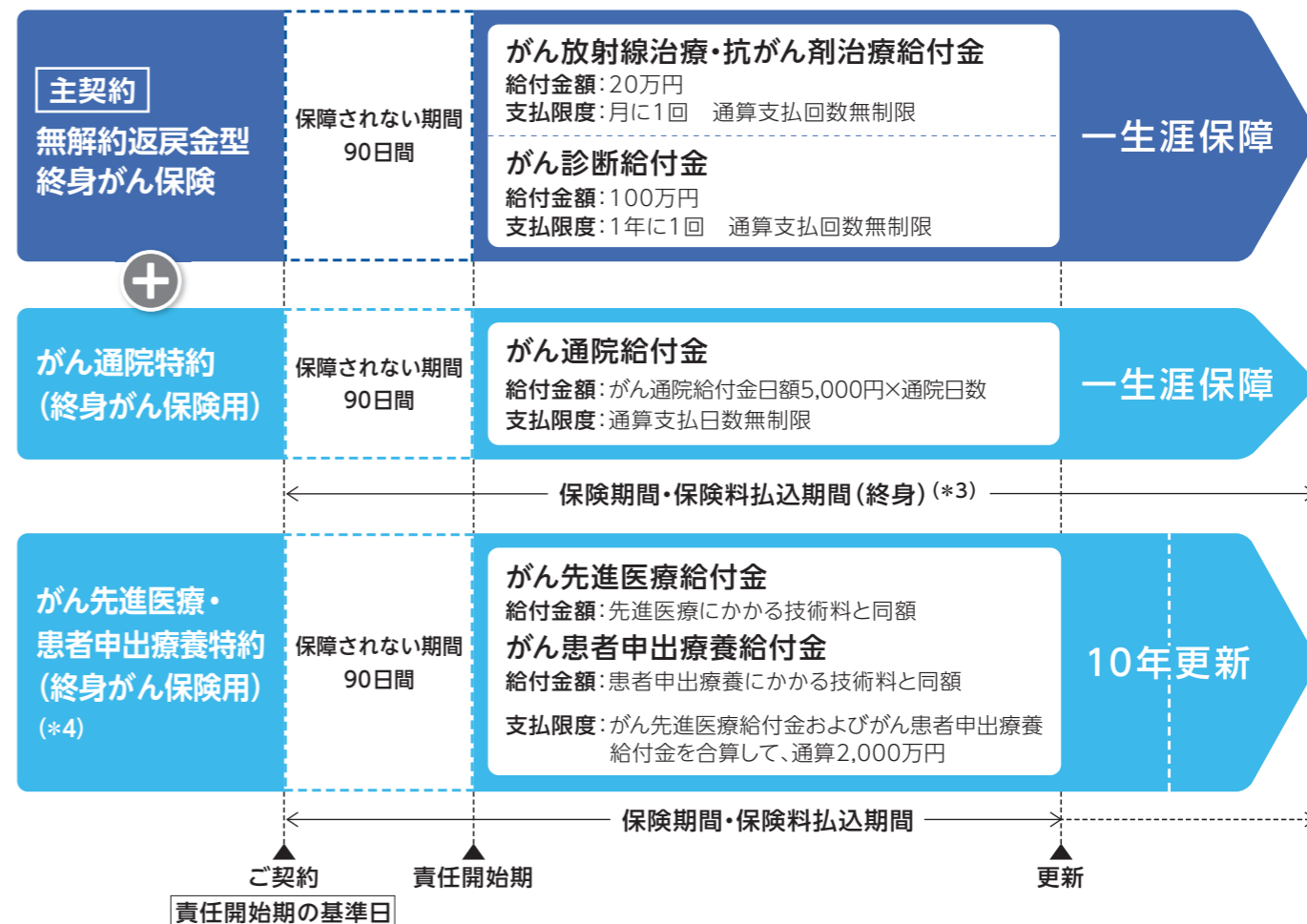
(*)1 責任開始期の基準日とは、第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日(「責任開始期に関する特約」が適用されているご契約の場合は、ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日^{(*)2})または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。

(*)2 生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法によるときは申込手続が終了した日)をいいます。

⚠️ 死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

【ご契約例】

主契約：P.23の表の④を選択(がん緩和ケア保障特約およびがん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特約は適用なし)
付加する特約：がん通院特約(終身がん保険用)、がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)
保険期間・保険料払込期間：終身(がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)は10年更新)
保険料払込方法：月払 保険料払込経路：クレジットカード扱



〈更新後の保険料について〉

・更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

(*)3 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

(*)4 がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)は契約年齢0歳~80歳の場合、保険期間は10年とし、被保険者の健康状態にかかわらず10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢81歳~85歳の場合は、保険期間は終身となります。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

2 給付金のお支払い

ご契約の内容及び、責任開始期以後の保険期間中に被保険者ががん(上皮内がんを含みます)と診断された場合やがんの治療を受けた場合に給付金をお支払いします。

主契約・特約・特則の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。なお、主契約については選択した給付金のみお支払いの対象となります。特約・特則についてはご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
無解約返戻金型終身がん保険 (*1) 主契約	がん治療給付金	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術を受けたとき (ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を受けたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ④がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(③、⑤または⑥のいずれかに該当する場合は除きます) ⑤公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき ⑥公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき ⑦がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 手術を受けたとき(①、⑤または⑥のいずれかに該当する場合は除きます) (イ) 放射線治療を受けたとき(②、⑤または⑥のいずれかに該当する場合は除きます) (ウ) 抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(③から⑥までのいずれかに該当する場合は除きます)	月に1回 通算支払回数 無制限	がん治療 給付金額
	がん緩和ケア保障特則を適用する場合	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)のがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬(*4)にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロック(*5)にかかる神経ブロック料が算定される入院または通院をしたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料(往診料は除きます)が算定される在宅医療(*6)を受けたとき		
	がん治療自費診療上乗せ給付特則を適用する場合	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、がん治療給付金の支払事由の④から⑦までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん治療 給付金額 × 給付倍率 (1または2)(*7)

主契約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
(無解約返戻金型終身がん保険 (*1) 主契約)	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を受けたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ③がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(②、⑤または⑦のいずれかに該当する場合は除きます) ④公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する放射線治療を受けたとき ⑤公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ⑥公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する放射線治療を受けたとき ⑦公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ⑧がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 放射線治療を受けたとき(①、④または⑥のいずれかに該当する場合は除きます) (イ) 抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(②、③、⑤または⑦のいずれかに該当する場合は除きます)	月に1回 通算支払回数 無制限	がん放射線治療・ 抗がん剤治療 給付金額
	がん緩和ケア保障特則を適用する場合	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)のがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬(*4)にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロック(*5)にかかる神経ブロック料が算定される入院または通院をしたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料(往診料は除きます)が算定される在宅医療(*6)を受けたとき		
	がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則を適用する場合	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金の支払事由の③から⑦までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん放射線治療・ 抗がん剤治療 給付金額 × 給付倍率 (1または2)(*7)

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用) ^(※1)	がん先進医療給付金	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます) ^(※2) の治療を目的として、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	がん 先進医療給付金 および がん患者申出療養給付金を 合算して、通算 2,000万円	先進医療にかかる 技術料と同額
	がん患者申出療養給付金	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます) ^(※2) の治療を目的として、公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき		患者申出療養にかかる 技術料と同額
がん保険料払込免除特約 (終身がん保険用) ^(※1)		責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき ^(※2) 、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。		

(※1) 告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。この場合、ご契約は無効となります。

(※2) 責任開始期前にがんと診断確定されたことのない場合に限りです。

(※3) 「がん診療連携拠点病院等」とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

●平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

●令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

(※4) 「疼痛緩和薬」とは、つぎのすべてを満たす薬剤をいいます。

●オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます)であること
●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として使用された薬物であること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。

(※5) 「神経ブロック」とは、つぎのすべてを満たすものをいいます。

●医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)であること
●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として実施されたものであること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って実施された場合を除きます。

(※6) 「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所への通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用して診療または看護等を行うことをいいます。

(※7) 給付倍率は契約時のみご選択ができ、**変更の取扱いはありません。**

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
(無解約返戻金型終身がん保険) ^(※1) 主要約	がん診断給付金	<p><初回> 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき^(※2)</p> <p><2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①入院をしたとき</p> <p>②つぎのいずれかに該当する通院をしたとき</p> <p>(ア) つぎの(I)または(II)のいずれかに該当する手術を伴う通院</p> <p>(I) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>(II) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植</p> <p>(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を伴う通院</p> <p>(ウ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う通院</p> <p>(エ) がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う通院((ウ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます)</p> <p>(オ) 公的医療保険制度における先進医療による療養を伴う通院</p> <p>(カ) 公的医療保険制度における患者申出療養による療養を伴う通院</p> <p>③がん診療連携拠点病院等^(※3)において、つぎのいずれかに該当する通院をしたとき</p> <p>(キ) 手術を伴う通院(②(ア)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます)</p> <p>(ク) 放射線治療を伴う通院(②(イ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます)</p> <p>(ケ) 抗がん剤治療を伴う通院(②(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する場合を除きます)</p>	1年に1回 通算支払回数 無制限	がん診断給付金額
	がん通院給付金	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます) ^(※2) の治療を目的として、診断確定された日以後に通院をしたとき	通算支払日数 無制限	がん通院給付金日額 × 通院日数
	がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) ^(※1)	<p>①乳房の観血切除術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され^(※2)、その治療を目的として乳房について所定の手術を受けたとき</p> <p>②子宮摘出術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され^(※2)、その治療を目的として、子宮体部全体を摘出する手術を受けたとき</p> <p>③卵巣摘出術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され^(※2)、その治療を目的として、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術を受けたとき</p> <p>④乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され^(※2)、その治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(①を除きます)を受けたとき</p> <p>⑤子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮付属器にかかわる手術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され^(※2)、その治療を目的として、入院中に、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮付属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(②または③を除きます)を受けたとき</p>	通算支払回数 無制限	<p>① 所定の手術を受けた各乳房につき 基準給付金額 ×30%</p> <p>② 基準給付金額 ×30%</p> <p>③ 基準給付金額 ×30%</p> <p>④ 基準給付金額 ×10%</p> <p>⑤ 基準給付金額 ×10%</p>
乳房再建給付金	がん女性特定手術給付金の支払事由の①乳房の観血切除術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたとき	一乳房につき 1回	乳房再建手術を受けた各乳房につき 基準給付金額	

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆主契約について

△ お支払いには 制限があります	<p><がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> 同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の手術日、放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 <p><がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> 同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 <p><がん診断給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> 2回目以降のがん診断給付金は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合、または所定の治療を目的とした通院をした場合にお支払いします。 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。 <p>※【共通】<がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線治療を受けた場合で、その治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として給付金をお支払いします。 お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。 先進医療については、厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。 がん診療連携拠点病院等については、対象となる手術もしくは放射線治療を受けた時点、または対象となる抗がん剤治療を伴う入院もしくは通院をした時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。
× お支払いできない 場合があります	<p><がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> 告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります。(*1) 先進医療については、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 患者申出療養については、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

(*1) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- 被保険者が責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがんを診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといかないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- ご契約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。
 - ・告知の前にはがんを診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - ・告知の時から責任開始期の前日までにはがんを診断確定されていた場合、払い戻します。

⚠ 被保険者が死亡された場合

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。この保険契約には死亡された場合の保障はありません。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、解約返戻金と同額の返戻金(*2)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。

(*2) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約・特則から返戻金のお支払いはありません。

◆「がん通院特約(終身がん保険用)」について

× お支払いできない 場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3) ●つぎの場合はがん通院給付金を重複してはお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき ・複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
--------------------------	---

◆「がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)」について

△ お支払いには 制限があります	<p><がん女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の日に「乳房の観血切除術」および「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」を受けた場合は、「乳房の観血切除術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」、「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」および「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 <p><乳房再建給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳房再建給付金のお支払いは一乳房につき1回限りとします。
× お支払いできない 場合があります	<p><がん女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3) ●乳房を切除したことにより喪失した乳房(乳頭および乳輪を含みます)の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とした手術は、乳房の切除ががん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として行われたものであっても、がんの治療を直接の目的とした手術ではないため、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(子宮摘出術および卵巣摘出術を除きます)を受けた場合でも、外来で受けたときは、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●同一の日に同一の乳房について「乳房の観血切除術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「卵巣摘出術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。

◆「がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)」について

△ お支払いには 制限があります	<p><がん先進医療給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 <p><がん患者申出療養給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
× お支払いできない 場合があります	<p><がん先進医療給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。 <p><がん患者申出療養給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 <p>※【共通】がん先進医療給付金、がん患者申出療養給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3)

※同一の被保険者において、先進医療にかかる技術料と同額の給付金をお支払いするネオファースト生命の特約との重複加入はできません。

◆「がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)」について

✕ 保険料のお払込みを免除できない場合があります	●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、特約は無効になります。(*3)
-----------------------------	--

(*3) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- がん通院特約(終身がん保険用)、がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)、がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)、がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)については、被保険者が責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといないにかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いや保険料払込の免除はできません。
- 特約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。
 - ・告知の前になんと診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - ・告知の時から責任開始期の前日までになんと診断確定されていた場合、払い戻します。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

◆契約年齢・給付金額

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)			
	主契約・特約・特則			
給付金額			給付金額(契約時)	
			最低金額	最高金額
	無解約返戻金型終身がん保険(主契約)	がん治療給付金額	5万円	30万円
		がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額	5万円	30万円
がん診断給付金額		10万円	200万円	
がん通院特約(終身がん保険用)	がん通院給付金日額	2,000円	20,000円	
がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)	基準給付金額	10万円	200万円	

◆保険期間・保険料払込期間

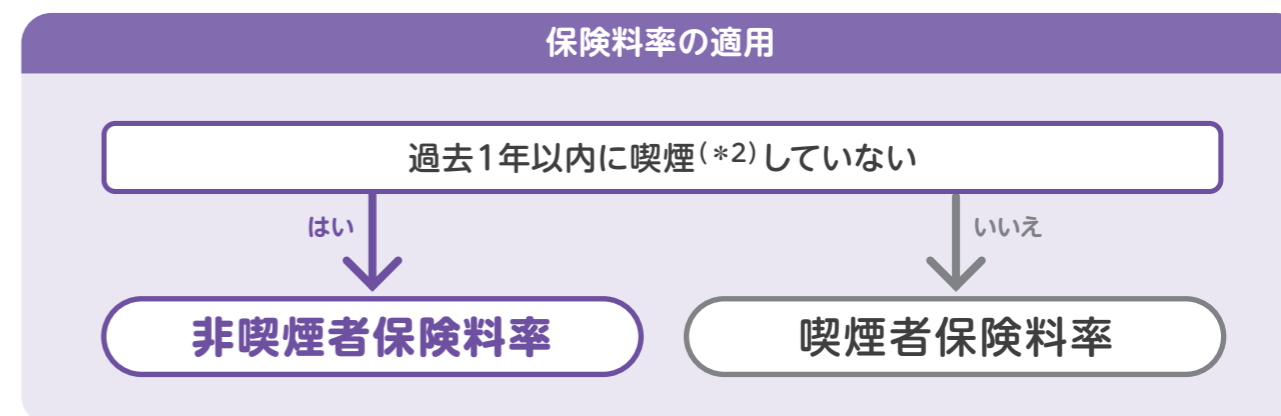
主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身がん保険(主契約) がん通院特約(終身がん保険用) がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)	終身	終身、 60歳・65歳・70歳・ 75歳・80歳払済、 3年・5年・10年払済
がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)	10年(*)	10年(*)

(*) 契約年齢(更新時の年齢を含みます)が81歳以上である場合、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

※特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

4 適用する保険料率について

- 主契約(無解約返戻金型終身がん保険)および所定の特約(*1)の保険料は、被保険者の喫煙状況に応じて、非喫煙者保険料率または喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。
(被保険者の年齢が20歳未満の場合、喫煙状況にかかわらず保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。)
- 非喫煙者保険料率を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)は告知事項として、お申込みの際に告知いただきます。



(*1) 所定の特約は、つぎのとおりです。

- ・がん通院特約(終身がん保険用) ・がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)
- ・がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)

(*2) 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

⚠ 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求められることがあります。

⚠ 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認められたときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。

5 保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただきます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料 ：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み 第2回以後の保険料 ：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などご注意ください。)
最低保険料について	保険料はクレジットカードによるお払込みの場合、制限はありません。 保険料の払込方法(回数・経路)が月払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて1,200円以上となります。 年払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて14,000円以上となります。

※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後におけるがん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)の保険料の払込方法は年払となります。

◆保険料払込免除について

がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくは、P.28をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額は取り扱いません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後に、ご契約を解約されたときまたは被保険者が死亡されたときは、解約返戻金と同額の返戻金があります。

6 特約の自動更新

- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払込みが免除された場合も同様に、特約は自動更新されます。

7 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

8 契約者配当金

契約者配当金はありません。

9 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆預金等との違いについて

本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」「責任開始期前のがん診断確定による無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の11相談・照会・苦情の窓口 P.40をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の11相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.40をご確認ください。

10 費用について

保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。



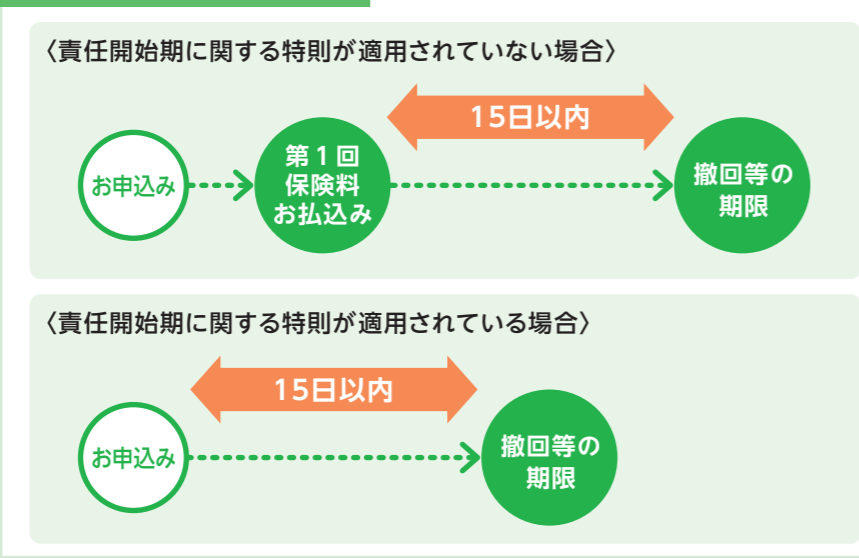
重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、ご契約の申込日(*1)または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。

「お申込みの撤回等」の期限



(*1) 生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法による場合はお申込み内容の最終確認をしていただいた日)をいいます。

◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記の期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知が必要となる場合があります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始期の基準日(*2)から2年以内のとき
 - ・責任開始期の基準日(*2)から2年を経過していても、お支払いの対象となる給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

(*2) 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日(*3))または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。

(*3) 生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法による場合は申込手続が終了した日)をいいます。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、**新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

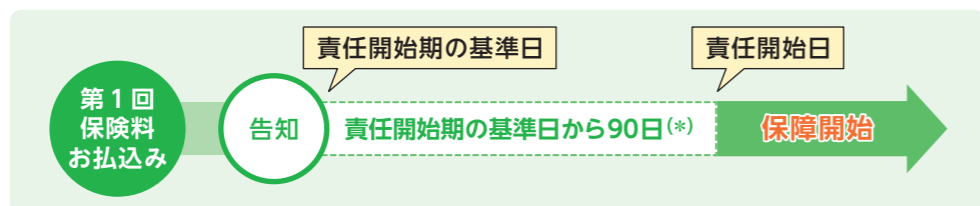
3 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の日が責任開始日となります。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約)

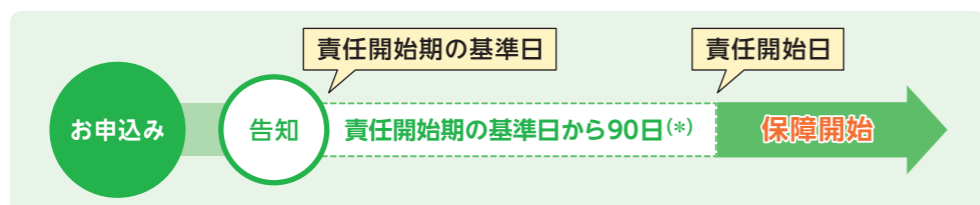
- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日または告知が行われた日のいずれか遅い日(責任開始期の基準日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくご契約)

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日または告知が行われた日のいずれか遅い日(責任開始期の基準日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日



(*) 責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されても、保障の対象になりません。
 ※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法によるときは申込手続きが終了した日)をいいます。
 ※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

! 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお支払い

- 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。
- 第1回保険料は、責任開始期の基準日の属する月の翌々月末日までにお支払いください。
 - ①のお支払いにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお支払いがない場合は、ご契約は無効となります。

4 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

◆責任開始期前のがん診断確定による無効

責任開始期(責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までにがんと診断確定されていた場合

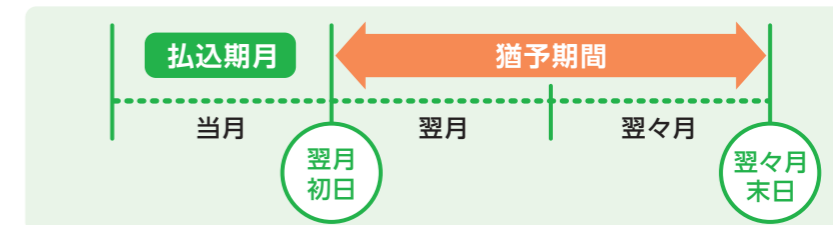
◆ご契約の失効

保険料のお支払いがなく、ご契約が失効した場合

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお支払いいただく月)内にお支払いください。払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお支払いには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお支払いがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで



※払込期月とは、契約当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。

6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお支払いが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除や責任開始期前のがん診断確定による無効など、給付金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取り扱い等については、2022年5月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個人に関する税務の取り扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取り扱い等については、**所轄の税務署等にご確認ください。**

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。

本商品についてお払い込みいただいた保険料は「介護医療保険料控除」の適用を受けることができます。

◆給付金の税法上の取り扱い

給付金の受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ 0120-226-201 **受付時間** 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

≫生命保険契約者保護機構

☎️ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除く

Webサイト <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ 0120-312-201 **受付時間** 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

≫一般社団法人 生命保険協会

Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

契約してよかった。その一言のために。

お客様の声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約後

健康管理
健康増進

各種
お手続き

保障の
確認

わからないとき 困ったとき

毎日の健康をサポート

お客様の健康のためさまざまなサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス
- 健診結果改善サポートアプリ「Neoコーチ」
- オーラルケアサポートサービス「歯の健康」をサポート

オーラルケアサポート
サービスはこちら



ご契約に関する お知らせをお届け

- 年に1度のネオレター
毎年、「ご契約内容のお知らせ(ネオレター)」をお届けします。
※健康増進に向けたサービスを記載したチラシも一緒にお届けします。
- お問い合わせ・各種お手続きはインターネットから可能
住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社ホームページからも可能です(24時間365日受付)。

Webサイトはこちら



ムリなく
生活習慣の改善ができる
「Neoコーチ」アプリ、
次の健康診断が
楽しみだな。

年に1度のネオレターで
安心できます。
健康意識も高まります!

不安で何度も連絡したが、
的確に案内してくれる。
待ち時間も少なく
助かりました!

入院費用の負担で
家計に影響が…
給付金を早く受け取れると
助かるなあ

ネオファースト生命 コンタクトセンター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客様専用フリーダイヤル ☎0120-226-201

70歳以上のお客さまを
対象としたフリーダイヤル ☎0120-515-201

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の「三つ星」を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI
格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2021年度
も最高ランクである「三つ星」を獲得しました。

シニア専用の
フリーダイヤルは心強い!

給付金の ご請求など

原則 5営業日以内
にお支払い

一定の要件を満たす場合、
医療機関の診療明細書と
簡易なご報告で請求ができます。
6割以上の方にご利用
いただいています。*

特定先進医療 キャッシュレスサービス

特定の先進医療による治療の一時的な
費用負担を軽減できます。
詳しくはP.13をご確認ください。

がんで給付金を受け取りました。
深い不安の中、経済面において
大きな心の支えとなりました。

ご契約後の体験について、お客さまから
実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ!

*各種サービス内容の詳細については、P.43~P.44の「ご契約後のサービス」またはネオファースト生命Webサイトをご確認ください。

*ネオファースト生命の商品で簡易なご報告で請求いただいた給付金の実績(2021年1月~2022年4月)



ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。


たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。

ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。



※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談(オンラインも可)・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声
ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

セカンドオピニオン 子宮頸がん

しきゅう けい
(29歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
早期の子宮頸がんと診断され、円錐切除術*を実施。その後は経過観察をすすめられたものの、今後の妊娠・出産を考えると、このままでいいの不安だった。
* 円錐切除術…子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分のがん組織を円錐状に切除する方法。

サービス利用後
<病状の詳細な説明>
治療実績の高い専門の病院でセカンドオピニオンを受けた。主治医と同様の判断だったが、今後の注意点や妊娠のことまで具体的な相談ができ、病気に対する心構えが変わった。やはり**セカンドオピニオンを受けることは大切だ**と身にしみて感じた。

セカンドオピニオン 胃がん

(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。


サービス利用後
<最適な治療法の提示>
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度

本制度のお申し込み(無料)により、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。

詳しくはこちらから



うちの保険アプリ

提供:iChain(株)

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単に行えます。アプリは無料でご利用いただけます。

無料




万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金等の受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!




※画像はイメージです。

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐき下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。

詳細はこちらから



※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp> **ネオファースト生命**

